

令和5年度

幼稚園(施設型給付園)・認定こども園(幼稚園部分)

幼稚園(私学助成園)・認可外保育施設

利用案内

この案内では、施設型給付費の給付対象である幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の認定・利用と、2019(令和元)年10月から開始した「幼児教育・保育の無償化」制度の対象となる私学助成幼稚園・認可外保育施設等の認定・利用に関する手続きや必要な書類等について記載しています。内容を確認していただき、必要な手続きを行ってください。

保育所・認定こども園(保育園部分)等の利用を希望する方は、『令和5年度(2023年度)保育所等入園のしおり』を確認してください。



◎令和5年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス年齢	生年月日
満3歳児	2020(令和2)年4月2日～2021(令和3)年4月1日
3歳児(年少)	2019(平成31)年4月2日～2020(令和2)年4月1日
4歳児(年中)	2018(平成30)年4月2日～2019(平成31)年4月1日
5歳児(年長)	2017(平成29)年4月2日～2018(平成30)年4月1日

目次 3.

1. 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)・認可外保育施設の利用について.....	3
(1) 手続きの流れ.....	3
(2) 預かり保育の利用について.....	4
2. 認定申請について.....	5
(1) 無償化給付を受けるために.....	5
(2) 無償化給付金額のフローチャート.....	5
(3) 無償化給付の対象となる費用.....	6
(4) 無償化給付の申請に必要な書類.....	7
① 幼稚園(施設型給付園)・認定こども園を利用する(1号認定).....	7
② 幼稚園(私学助成園)を利用する(新1号認定).....	7
③ 幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設を利用する(新2号認定)...	7
(5) 保育の必要性の認定.....	8
① 保育の必要性の認定.....	8
② 保育の必要性を証明する書類.....	9
3. 預かり保育等の利用について.....	10
(1) 無償化給付を受けるための保育の必要性の認定.....	10
(2) 無償化給付を受けるための申請書類.....	10
(3) 無償化給付の対象となるお子さんと給付上限額.....	10
① 3歳児(クラス年齢)以上のお子さん.....	10
② 満3歳児(クラス年齢)のお子さん.....	10
(4) 無償化給付額の計算方法.....	10
4. 逗子市内幼稚園・認定こども園・認可外保育施設一覧.....	11
(1) 幼稚園・認定こども園.....	11
(2) 認可外保育施設.....	11
5. お問い合わせ先.....	11
6. Q&A.....	12

1. 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)・認可外保育施設の利用について

(1) 手続きの流れ

①園見学・入園説明会	利用を希望する園の見学や説明会に参加してください。 日程は各園にお問い合わせください。
②入園要項・願書配布 (10月15日(土)以降)	利用を希望する園から願書と、給付認定申請に必要な書類を受け取ってください。 配布日時・方法は各園にお問い合わせください。
③入園願書提出 (11月1日(火)以降)	利用を希望する園に願書を提出してください。
④入園内定	
⑤給付認定申請 (11月中旬)	給付認定申請に必要な書類に必要事項を記入のうえ、 入園内定した園 に提出してください。提出書類は、園を通して逗子市に提出されます。 提出書類の内容に不明な点等がある場合、逗子市から電話等で内容を確認することがあります。
⑥支給認定証又は給付認定通知書の交付	逗子市から支給認定証又は給付認定通知書を送付します。 重要書類ですので、卒園するまで大切に保管してください。
⑦園との利用契約	支給認定証又は給付認定通知書を園に提示し、利用契約を結びます。 預かり保育の利用を希望する場合は、別途、園に申し込みをしてください。
⑧園の利用開始	幼稚園・認定こども園の利用料 → 5ページへ 預かり保育・認可外保育施設の利用料 → 5、10ページへ

※ 認可外保育施設の利用を希望する場合はスケジュールが異なりますので、各施設にお問い合わせください。

※ 給付認定申請に関する提出書類の内容に変更等がありましたら、速やかに逗子市保育課に連絡してください。

(2) 預かり保育の利用について

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の利用時間の前後でお子さんを預けたい場合、園によって預かり保育を実施している場合があります。預かり保育料について、保育の必要性の認定を受ければ、保育料の全部又は一部を無償化することができます。

詳細は 10 ページ「3. 預かり保育等の利用について」を確認してください。

(3) 無償化給付の認定区分について

給付認定の区分には、**1号認定**、**新1号認定**、**新2号認定**、**新3号認定**の4種類があります。利用している(利用を希望している)園や預かり保育の利用希望の有無、保護者の状況に応じて、認定区分が異なります。

※ 教育時間：幼稚園教育要領に定められた教育を行う時間で、一般的な利用時間のこと

利用している園 (利用を希望している園)	認定区分	保育の必要性
幼稚園(施設型給付園) 認定こども園(幼稚園部分)		
教育時間のみ	1号認定	なし
教育時間+預かり保育	1号認定+新2号認定	あり
幼稚園(私学助成園)		
教育時間のみ	新1号認定	なし
教育時間+預かり保育	新1号認定+新2号認定	あり
認可外保育施設	新2号認定	あり

※ お子さんの年齢(クラス年齢)が0~2歳の場合は、新2号認定を新3号認定と読みかえてください。新3号認定は住民税非課税世帯のみ対象となります。

2. 認定申請について

(1) 無償化給付を受けるために

逗子市にお住まいの方で、幼稚園(施設型給付園)・認定こども園(幼稚園部分)を利用するためには、利用前に「教育・保育 支給認定証」を受ける必要があります。

また、幼稚園(私学助成園)・認可外保育施設を利用する方が無償化給付を受けるためには「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

(2) 無償化給付金額のフローチャート

①お子さんの年齢(クラス年齢)は？	0～2歳 → ②に進む。 3～5歳 → ④に進む。
②あなたの世帯は住民税非課税ですか？	はい → ③に進む。 いいえ → 無償化の <u>対象外</u> です。 (3歳から対象になります。)
③利用する(している)施設は？	認定こども園 → 利用料は 無料 です。 認可外保育施設 → <u>月額 42,000 円まで</u> 無償になります。 (※要認定)
④利用する(している)施設は？	幼稚園 → ⑤に進む。 認定こども園 → 利用料は 無料 です。⑥に進む。 認可外保育施設 → <u>月額 37,000 円まで</u> 無償になります。 (※要認定)
⑤子ども・子育て支援新制度の幼稚園(施設型給付園)ですか？	はい → 利用料は 無料 です。⑥に進む。 いいえ → <u>月額 25,700 円まで</u> 無償になります。 ⑥に進む。
⑥預かり保育を利用していますか？	はい → <u>利用日数×450 円(上限月額 11,300 円)</u> が無償になります。(※要認定) いいえ → 今後、利用する場合は相談してください。

※要認定：無償化給付を受けるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
(8 ページ「(5)保育の必要性の認定」参照)

(3) 無償化給付の対象となる費用

無償化給付の対象となる費用とならない費用は以下のとおりです。

	対象となる費用	対象とならない費用
通常時間 (教育部分)	<u>幼稚園(施設型給付園)</u> <u>認定こども園(幼稚園部分)</u> <ul style="list-style-type: none">● 保育料 <u>幼稚園(私学助成園)</u> <ul style="list-style-type: none">● 利用料● 入園料	<ul style="list-style-type: none">● 入園料(幼稚園(私学助成園)は除く)● 食材料費● 施設の管理費● 通園バスの利用料● その他実費で掛かる費用 等 (詳細は園に確認してください。)
預かり保育等	<ul style="list-style-type: none">● 利用料	<ul style="list-style-type: none">● おやつ代 等

※ 認可外保育施設は、利用料(保育料)のみ対象となります。

※ 副食費の補助対象となる場合があります。詳細は園へお問い合わせください。

(4) 無償化給付の申請に必要な書類

保育の必要性の有無により、申請に必要な書類は異なります。預かり保育の利用予定がある、認可外保育施設を利用する等、ご自身で判断したうえで書類を提出してください。

① 幼稚園(施設型給付園)・認定こども園を利用する(1号認定)

必要書類	注意点
教育・保育支給認定申請書(白色)	「①世帯の状況」の欄は、児童と同居するすべての方 ^{※1} について記入してください。
保育所等利用申込書補助票(1)	
新2号調査票	
マイナンバーカード等 ^{※2} の写し	

② 幼稚園(私学助成園)を利用する(新1号認定)

必要書類	注意点
施設等利用給付(教育)認定申請書(水色) (新1号幼稚園(私学助成園)用)	「①世帯の状況」の欄は、児童と同居するすべての方 ^{※1} について記入してください。
新2号調査票	
マイナンバーカード等 ^{※2} の写し	

③ 幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設を利用する(新2号認定)

必要書類	注意点
施設等利用給付(保育)認定申請書(ピンク色) (新2号・新3号用)	「①世帯の状況」の欄は、児童と同居するすべての方 ^{※1} について記入してください。
保育を必要とすることを証明する書類	「(5)保育の必要性の認定」を確認してください。

※1：住民票が別々であっても記入が必要です。また、保護者(父・母)は、単身赴任等の理由で同居していない場合も記入してください。

※2：マイナンバー(個人番号)を確認できる、マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票、住民票記載事項証明書のいずれかの写しを用意してください。

(5) 保育の必要性の認定

① 保育の必要性の認定

幼稚園・認定こども園の預かり保育や認可外保育施設を利用し、無償化給付を受けるためには、**保護者のいずれもが**以下の基準を満たし、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

認定要件	基準
就労	就労時間・日数が実績として、①1日4時間、②週3日、③週16時間のいずれも上回り、かつ、④月12日、⑤月64時間のいずれも上回る場合に「就労」要件として認められます。 また、R3.10月からの実績は、1時間当たりの賃金が1,040円(最低賃金：神奈川県内勤務の場合)を超える必要があります。 ※R4.10月以降、最低賃金の改定により、算出する際の賃金額が変更になる場合があります。
出産	産前産後各2か月(出産予定日の前々月の初日から、出産予定日の翌々月の末日までの期間)。
病気・障がい	保護者が病気・障がいにより、お子さんを保育できないと認められる場合。
同居親族の介護・看護	同居親族の介護・看護を要する場合。 別居親族の介護・看護は給付の対象要件として認められません。
災害の復旧	火災等による自宅家屋の損傷により、復旧までに要する期間が給付の対象となります。
求職活動(起業準備を含む)	就労要件と同様、求職活動時間・日数が実績として、①1日4時間、②週3日、③週16時間のいずれも上回り、かつ、④月12日、⑤月64時間のいずれも上回る場合に「求職活動要件」として認められます。 1か月の求職活動状況を報告する「求職活動報告書」を翌月5日までに提出する必要があります。 認定期間は、最長3か月です。認定期間中に就労を開始してください。
就学・職業訓練	学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学する場合、または職業訓練校において職業訓練を受けている場合。 就労要件と同様、就学(受講)時間・日数が実績として、①1日4時間、②週3日、③週16時間のいずれも上回り、かつ、④月12日、⑤月64時間のいずれも上回る場合に「就学・職業訓練要件」として認められます。
DV等	児童虐待のおそれがある場合、配偶者からの暴力により保育ができない場合。
その他	その他、上記に類する状態として市が認める場合。

② 保育の必要性を証明する書類

認定要件	必要書類
就労	就労証明書
就労(自営業)	就労状況申告書＋自営を証明する書類＋収入を証明する書類 (詳細は就労状況申告書をご覧ください。)
就労(育児休業中)	就労証明書 ※育児休業取得期間の記載があるもの
就労(内定)	就労証明書
出産	母子健康手帳のコピー(表紙と分娩予定日が分かるページ)または医師の診断書
病気・障がい	事実申立書＋障害者手帳等のコピーまたは医師の診断書
同居親族の 介護・看護	事実申立書＋要介護・要看護者の障害者手帳等のコピーまたは医師の診断書
災害の復旧	事実申立書＋り災証明書
求職活動 (起業準備を含む)	求職活動報告書
就学・職業訓練	在学証明書＋授業カリキュラムのコピー
DV等	市が必要と認める書類
その他	市が必要と認める書類

(6) 市外にお住いの方の申込み

- 申込書一式は、転入前の市区町村に確認のうえ、逗子市の書式で申込んでください。
- 転入の予定を証明する書類として、「賃貸借契約書」または「不動産売買契約書」を提出してください。(引渡し日がわかるページの写しが必要です)
- 逗子市の実家等に転入する場合、住居先の方の申立書の提出が必要です。所定の様式はありませんので、「転入(予定)日」、「転入先住所」、「転入先の方の証明者氏名(押印含む)」「申立日」の記入があるものをご自分で作成してください。
- 転入後に新たな就労先に勤務予定の方は、転入後の勤務先の「就労証明書」を提出してください。
- 入園月の前月末までに逗子市への転入手続を行ってください。

3. 預かり保育等の利用について

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の利用時間の前後でお子さんを預けたい場合、園によって預かり保育を実施している場合があります。預かり保育の利用可能時間は園によって異なります。預かり保育の利用を希望する場合は、直接、園に申し込みしてください。

なお、預かり保育料について、保育の必要性の認定を受ければ、保育料の全部又は一部を無償化することができます。

(1) 無償化給付を受けるための保育の必要性の認定

8 ページ「2. (5)保育の必要性の認定」をご確認ください。

(2) 無償化給付を受けるための申請書類

7 ページ「2. (4)③幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設を利用する(新2号認定)」をご確認ください。

(3) 無償化給付の対象となるお子さんと給付上限額

① 3歳児(クラス年齢)以上のお子さん

対象 : すべてのお子さん
給付上限額 : 月額 11,300 円

② 満3歳児(クラス年齢)のお子さん

対象 : 住民税非課税世帯のお子さん
給付上限額 : 月額 16,300 円

(4) 無償化給付額の計算方法

以下の①・②のいずれか低い金額を給付額とします。ただし、①・②のいずれも給付上限額を上回る場合は、給付上限額(11,300 円または 16,300 円)を給付額とします。

- ① 預かり保育利用日数×450 円(上限額)
- ② 実際に園に支払った預かり保育利用料

(例) 1 時間 200 円の預かり保育を、1 日 3 時間、1 か月に 20 日間利用した場合

- ① 20 日(預かり保育利用日数)×450 円=9,000 円
- ② 200 円×3 時間×20 日=12,000 円(実際に園に支払った預かり保育利用料)

①(9,000 円) < ②(12,000 円)のため、支給額は 9,000 円です。

4. 逗子市内幼稚園・認定こども園・認可外保育施設一覧

(1) 幼稚園・認定こども園

幼稚園の末尾のマークについて

無印 : 幼稚園(私学助成園)

☆ : 認定こども園

◎ : 幼稚園(施設型給付園)

名称	所在地	電話番号	給食(回/週)	備考
聖和学院幼稚園	久木 2-2-1	046-871-2670	5(希望者のみ)	園バスあり
第二逗子幼稚園	久木 4-14-15	046-871-3165	3	
逗子幼稚園(☆)	逗子 3-1-17	046-871-2792	1号:3 または 5 2号:5	園バスあり
聖マリア幼稚園(◎)	逗子 6-8-47	046-871-6337	—	
かぐのみ幼稚園(◎)	沼間 4-1-1	046-871-6258	—	園バスあり

※ 第二逗子幼稚園以外の、幼稚園・認定こども園で預かり保育を実施していますが、実施日・実施時間等の詳細は各園にお問い合わせください。

(2) 認可外保育施設

名称	所在地	電話番号	給食(回/週)	備考
うみのこ	桜山 8-4-7	080-9341-4647	施設にお問い合わせ ください。	
ごかんのもり	新宿 4-7-29	046-874-6913	施設にお問い合わせ ください。	

5. お問い合わせ先

逗子市教育委員会教育部保育課


〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16

TEL: 046-873-1111


FAX: 046-873-4520

6. Q&A


Q1. 保育園の入所について聞きたいです。

 A. 『令和5年度（2023年度）保育所等入園のしおり』をご覧ください。


Q2. 認定こども園は保育園として利用できないのですか？

 A. 『令和5年度（2023年度）保育所等入園のしおり』をご覧ください。


Q3. 申請の締切を教えてください。

 A. 2023(令和5)年4月入園の場合は、園が指示する日までとなります。
その他の月に申請する場合は、認定を希望する前月の10日までに申請してください。
例：5月1日から認定を希望→4月10日までに申請

Q4. 幼稚園の利用でお金は掛かるのですか？

 A. 掛かります。食材料費や通園バスの利用料など、実費で掛かるものは自己負担です。
また、幼稚園(施設型給付園)・認定こども園の場合は入園料が、幼稚園(私学助成園)は利用料のうち月額25,700円を上回る部分について自己負担となります。

Q5. 就労時間に休憩時間は含まれますか？

 A. 含まれません。実際に仕事をしている時間のみ計算してください。

Q6. シフト制のため週2日しか働けない場合がありますが、保育の必要性の認定は受けられますか？



- A. 受けられません。保育の必要性の認定を受けるためには、いかなる場合でも①1日4時間、②週3日、③週16時間、④月12日、⑤月64時間のいずれも上回る就労が必要です。

Q7. 派遣社員として働いており、半年ごとに契約更新をしていますが、半年ごとに保育の必要性の認定を申請する必要はありますか？(認定期間は半年ごとですか？)



- A. 半年ごとに申請する必要はありません(就学前まで認定することができます)。ただし、派遣社員など契約の期間に定めがある契約形態で就労している方は、契約を更新したときに雇用契約書・労働条件通知書など更新後の就労期間が分かる書類を提出してください。

Q8. 中小企業の役員として月20日(1日8時間労働)就労し、役員報酬を月額50,000円いただいています。保育の必要性の認定は受けられますか？



- A. 受けられません。就労時間・日数の条件は満たしていますが、保育の必要性の認定を受けるためには、実績として賃金・報酬が時給1,040円(R3.10月から、神奈川県内勤務の場合)を超えている必要があります。
(最低でも、1,040円/時×64時間(Q6参照)=66,560円を超える必要あり)
※R4.10月以降、最低賃金の改定により、算出する際の賃金額が変更になる場合があります。

Q9. 就労要件で保育の必要性の認定を受けていますが、産前・産後休暇や育児休業を取得しても良いですか？



- A. 問題ありません。ただし、産前・産後休暇や育児休業の期間の末日から切れ目なく復職することが条件となります。

Q10. 申請時は就労していますが、認定開始日の前月に仕事を辞める予定です。就労要件で保育の必要性の認定を受けられますか？



A. 受けられません。認定開始日以降、要件を満たした就労を開始した後に申請してください。

Q11. 学校のパート事務として就労しているため、長期休暇期間中は1か月に2~3日しか働けませんが、就労要件で保育の必要性の認定を受けられますか？



A. 受けられません。保育の必要性の認定を受けるためには、いかなる場合でも①1日4時間、②週3日、③週16時間、④月12日、⑤月64時間のいずれも上回る就労が必要です。
長期休暇期間中は短期アルバイト・パートで働くなど、就労要件を満たしてください。

Q12. 4月1日出産予定日を迎えますが、出産要件で保育の必要性の認定を受ける場合の認定期間を教えてください。



A. 出産予定日の前々月の初日から、出産予定日の翌々月の末日までです。
例：4月1日出産予定日→(2か月前)→2月1日→(月の初日)→2月1日から
4月1日出産予定日→(2か月後)→6月1日→(月の末日)→6月30日まで

Q13. インターネットによる求職先の検索は、求職活動に含まれますか？



A. 含まれません。ハローワークでの相談、採用面接、採用試験のみ求職活動として認められます。

Q14. 求職活動要件で保育の必要性の認定を受けていますが、求職活動報告書を提出できない場合、どうなりますか？



A. 求職活動報告書を提出していただけない場合は、認定を打ち切ります。
なお、求職活動報告書を提出していただいても、記載内容によっては認定を打ち切ることがあります(求職活動要件を満たさない場合など)。

Q15. 求職活動要件による保育の必要性の認定期間は3か月間ですか？



- A. 最長3か月間ですが、求職活動により就労先が決定したときや、求職活動報告書を提出していただけない場合など、途中で認定を打ち切ることもあります。
(就労先が決定したときは、速やかに就労(内定)証明書を提出してください。)

Q16. 求職要件で保育の必要性の認定を受け、求職活動により就労先が決まったが、仕事が合わず辞めてしまった。再び求職要件で保育の必要性の認定を受けたい。



- A. 受けられません。求職活動と就労、就学・職業訓練などを繰り返すことはできませんので、給付の対象要件として認められません。

Q17. 通信制の職業訓練校に通う場合、就学・職業訓練要件で保育の必要性の認定を受けられますか？



- A. 受けられません。教育施設、職業訓練校に関わらず、通信制の場合は給付の対象要件として認められません。